

◆申告期限

- ・申告所得税および復興特別所得税
3月15日(水)
- ・消費税および地方消費税
3月31日(金)
- ・贈与税
3月15日(水)

◆振替納付日

- ・平成28年分申告所得税および復興特別所得税第3期分
4月20日(木)
- ・平成28年分消費税および地方消費税確定申告分
4月25日(火)

◆復興特別所得税の記載漏れに注意してください

還付申告の方も含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税額欄」の記載が必要です。
復興特別所得税は、平成25年分～平成49年分の各年分の基準所得税額に2%の税率を乗じて計算します。

◆東日本大震災の被害を受けて避難されている方へ

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている方の国税に関する相談は、最寄りの税務署で行うことができます。

◆記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

◆公的年金を受給している方

公的年金などの収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、住民税の申告は、従来どおり必要です。

この場合も、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要が必要です。

◆住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅ローンを利用してマイホームの新築・購入をして、平成28年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは、住宅借入金特別控除を受けられることができます。

控除を受けるための要件など、不明な点は税務署に問い合わせてください。

税務署に行かなくても確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。

所得税の「確定申告書等作成コーナー」に、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面があります。作成した申告書は、印刷して郵送などにより提出することができます。また「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページを参照してください。

◆個人市民税・県民税の申告をする必要のある方

平成29年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成28年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方は、申告をする必要があります。

ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得(配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。

また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならず持参してください。

※申告期間中は、たいへん混雑しますので、申告書の書き方などをよく読んで、わかるところは記入し、来場してください。

※出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在となります。市役所税務グループでは、この期間、申告の受付はできませんので、了承してください。